

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日が休日に違ふときは、その翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更

保険薬剤師の登録(三件)

土地改良事業計画及び規約の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地区画整理法による換地処分

出納長の権限に属する事務の委任

◇ 公 告 鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第二項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)

第十三条第四項後段の規定による倉吉市東鴨土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生じる。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	内容
東鴨字城の腰	東鴨字東畑七三一の三、七三二の三、七三四、七三五の二及び七三五の三、東鴨字中奥津以八五二及びこれと一体をなす国有地、東鴨字前奥津以七八八から八〇六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、東鴨字ヒハガ谷八五三及びこれと一体をなす国有地並びに東鴨字城の腰の全域
東鴨字東畑	東鴨字東畑のうち七三一の三、七三二の三、七三四、七三五の二及び七三五の三以外の区域
東鴨字中奥津以	東鴨字中奥津以のうち八五二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
東鴨字ヒハガ谷	東鴨字ヒハガ谷のうち八五三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
東鴨字前奥津以	東鴨字前奥津以のうち七八八から八〇六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷野 咲子	鳥薬第二八四号	昭和四十九年七月十一日
竹歳 紀子	鳥薬第二八五号	"

鳥取県告示第六百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
八田 真利恵	鳥薬第二八六号	昭和四十九年七月十七日
沢口 節子	鳥薬第二八七号	"

鳥取県告示第六百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西村 京子	鳥薬第二八八号	昭和四十九年七月二十二日

鳥取県告示第六百五十一号

昭和四十九年六月十八日付けで倉吉市越殿町一四〇九番地倉吉市農業協同組合長理事八田隆利から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十二号

昭和四十九年七月三日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(赤松地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十三号

昭和四十九年七月九日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(倉坂地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十四号

昭和四十九年七月九日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(田越地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十五号

倉吉市東鴨土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年七月二十六日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十一条第四項の規定により、昭和四十九年八月一日出納長をしてその権限に属する事務を次のとおり委任させた。

昭和四十九年八月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任する事務

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納

二 委任を受ける出納員

教育委員会事務局文化課 蔦井洋史

三 委任する期間

昭和四十九年八月一日から昭和四十九年九月十八日まで

公 告

昭和49年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和49年 8月2日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は、鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約50名

(2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、

鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。

2 受験資格

(1) 学歴等 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とし

ます。
 (2) 年齢及び性別 昭和22年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

種 目	試 験 の 内 容
教養試験	一般的な知識及び知能(国語・社会・数学・理科・英語等の知識及び文章理解・判断推理・数的処理・資料解釈等の能力)について、択一式により行います。
作文試験	警察官として必要な文章による表現能力について行います。
適性検査	警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について行います。

警察官の職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて

身体検査 行います。なお、検査には、別表の基準があります。

(2) 身体検査の基準

検査項目	基 準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること、又は裸眼視力が0.1以上できょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	完全であること。
聴 力	完全であること。
その他	身体に奇型その他の異常がないこと。

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 地	試 験 場
昭和49年10月20日(日)	鳥取市	鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
受付 8時10分から8時35分まで	米子市	米子市錦町1丁目103 鳥取県立米子西高等学校
試験開始 8時45分から		

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和49年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に

通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接により行います。

イ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行います。

ウ 体力検査 警察官としての職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和49年11月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。

6 最終合格者の発表

昭和49年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。なお、採用は、昭和50年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間(大学卒は、6月間)初任教育を受け、終了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおり支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の額に一定額が加算されます。

なお、給与は、その後は定期に昇給します。

学 歴	入校時の給料月額
大 学 卒	66,600円
短 大 卒	61,600円
高 校 卒	57,200円

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当(配偶者3,500円、子のうち2人まで1,000円(配偶者を欠く職員の18歳未満の子のうち1人2,500円)、その他の者400円)、期末・勤勉手当(1年間に給料月額等の約4.8月分)、通勤手当(最高限度7,000円)、住居手当(最高限度5,000円)、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

(5) 柔道又は剣道の有段者は、現職警察官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付し

ます。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書き、あて先を明記して25円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

・(2) 申込方法

受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込」と朱書きしてください。

なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和49年8月10日(土)から昭和49年10月9日(水)まで受け付けます。郵便による場合は、10月9日(水)までの消印のあるもの限り受け付けます。ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。